



# 建設技術審査証明書

建技審証第0511号

## 技術名称 ネジ式プレート定着型せん断補強鉄筋 「プレートフック鉄筋」

(開発の趣旨)

せん断補強鉄筋および中間帯鉄筋に使用される半円形や鋭角フックに代わり、形状の改良により施工効率を向上して作業の安全性を高め、構造性能が半円形フック(余長8φ)と同等かまたはそれ以上の性能を有し、現場で取付け可能である機械式定着の鉄筋を提供する。

(開発の目標)

ネジ式プレート定着型せん断補強鉄筋「プレートフック鉄筋」の開発目標を以下に示す。

- (1) プレートフックと鉄筋の接合部の機械的性質  
「プレートフック鉄筋」が、使用する鉄筋の規格引張強さまで破壊しないこと。また、破断位置は母材鉄筋であること。
- (2) 高応力繰返し性能  
「プレートフック鉄筋」を用いた定着部のコンクリート試験体からの抜き出し量が、半円形フックを用いた場合と同等かまたはそれ以下であること。
- (3) せん断補強鉄筋のせん断補強性能  
「プレートフック鉄筋」を用いた部材のせん断補強性能が、半円形フックを用いた場合と同等かまたはそれ以上であること。
- (4) 主鉄筋の座屈抑制効果  
「プレートフック鉄筋」による主鉄筋の座屈を抑制する効果が、半円形フックを用いた場合と同等かまたはそれ以上であること。
- (5) 部材の靱性  
「プレートフック鉄筋」を用いた部材の靱性が、半円形フックを用いた場合と同等かまたはそれ以上であること。

一般財団法人土木研究センターの建設技術審査証明事業実施要領に基づき、依頼のあった標記の技術について下記のとおり証明する。

2005年11月9日  
 2010年11月9日 更新  
 2013年3月18日 内容変更  
 2014年1月20日 内容変更  
 2015年11月9日 更新  
 2020年11月9日 内容変更・更新

建設技術審査証明事業実施機関

一般財団法人 土木研究センター  
 理事長 常田賢一

記

### 1. 審査証明の結果

「プレートフック鉄筋」について、以下の事項が確認された。

- (1) プレートフックと鉄筋の接合部の機械的性質  
引張試験により、鉄筋と定着具の接合部の引張耐力は鉄筋の規格引張強さ以上で、破断位置が母材鉄筋であることが確認された。
- (2) 高応力繰返し性能  
高応力繰返し試験により、「プレートフック鉄筋」を用いた定着具のコンクリート試験体からの抜き出し量は、半円形フックを用いた場合以下であることが確認された。
- (3) せん断補強鉄筋のせん断補強性能  
梁部材の正負交番荷重試験により、「プレートフック鉄筋」を用いた部材のせん断補強性能は、半円形フックを用いた場合と同等であることが確認された。
- (4) 主鉄筋の座屈抑制効果  
柱部材の正負交番荷重試験により、「プレートフック鉄筋」による主鉄筋の座屈を抑制する効果は、半円形フックを用いた場合と同等であることが確認された。
- (5) 部材の靱性  
柱部材の正負交番荷重試験により、「プレートフック鉄筋」を用いた部材の靱性は、半円形フックを用いた場合と同等であることが確認された。

### 2. 審査証明の前提

- (1) 本審査証明は、依頼者からの試験データ等の資料を基に審査し、確認したものである。
- (2) 「プレートフック鉄筋」に使用する鉄筋およびプレートフックは、適正な品質を有するものとする。
- (3) 「プレートフック鉄筋」は、適切な品質管理のもとに製造されるものとする。
- (4) 「プレートフック鉄筋」は、適正な施工管理のもとに使用されるものとする。

### 3. 審査証明の範囲

- (1) 製品の種類: 「プレートフック鉄筋」の基本形は、片端プレートフック付きと両端プレートフック付きの2種類とする。
- (2) 使用範囲: 「プレートフック鉄筋」は、柱・壁・はり・床版のコンクリート部材のせん断補強鉄筋および中間帯鉄筋として用いる。なお、外周部への適用は除く。
- (3) 使用材料: 「プレートフック鉄筋」に使用する鉄筋は、JIS G 3112 に適合する異形鉄筋(SD295~SD390、呼び名: D13~D51)、プレートフックの材質は、JIS G 5503 オーステンパ球状黒鉛鉄鉄(FCAD1200-2)とする。

4. 審査証明の詳細 建設技術審査証明報告書
5. 審査証明の有効期限 2025年11月8日
6. 審査証明の依頼者

鹿島建設株式会社

所在地: 東京都港区元赤坂1-3-1

東京鉄鋼株式会社

所在地: 栃木県小山市横倉新田520番地